

鳥取県買物環境確保推進交付金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (適宜)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

この交付金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

この交付金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告受理後、額の確定を行った後、補助金の支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先

輝く鳥取創造本部・買物環境確保推進課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

0857 - 26 - 7986 kaimonokankyo@pref.tottori.lg.jp